

和泉市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について（概要）

上下水道部水道施設室

1 主な改正の理由

通常の水道料金は、和泉市水道事業給水条例第31条に基づき隔月に計量及び徴収を行っていますが、建築工事等で一時的に水道を使用する「臨時使用」においては、水道料金の滞納を防ぐことを目的に、同条例第33条に基づき、申請者から予め一定額の納付を受け、使用中止時に精算する予納金制度を採用しています。

本予納金制度において、申請者は予め一定額の納付を行う金銭的負担並びに納付及び精算に係る手続き負担があり、市の事務においても予納金制度の処理や納付された予納金の管理が負担となっています。これらの課題解消のため、府内各水道事業に対して調査したところ、予納金制度を採用していない水道事業が半数以上を占め、そのほとんどにおいて料金滞納等の問題が発生していないことがわかりました。

つきましては、申請者の利便性向上並びに市の事務効率化を図ることを目的に、臨時使用の場合の予納金に関する条例改正を行い、予納金制度を廃止するものです。

2 主な改正の内容

臨時使用の場合の予納金を廃止する。

3 施行期日

令和8年10月1日から施行する。

議案第 号

和泉市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について

和泉市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 年 月 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

水道の臨時使用の場合の予納金について、納付制度の運用状況等に鑑み、申請者等の負担軽減を図るため廃止する必要がある。
これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）

和泉市水道事業給水条例（平成9年和泉市条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
第33条 削除	<p><u>（臨時使用の場合の予納金）</u></p> <p><u>第33条 建築工事その他の理由により、一時的に水道を使用しようとする者は、水道の使用の申込みの際、管理者の定める金額を予納しなければならない。</u></p> <p><u>2 前項に規定する予納金を納付した後、使用水量が著しく増加した場合は、これを増額し、追徴することができる。</u></p> <p><u>3 前2項に規定する予納金は、当該水道の使用を中止した際に精算し、過不足のあるときは、還付し、又は追徴する。</u></p>

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の和泉市水道事業給水条例第33条の規定により行われた予納については、なお従前の例による。